

# 監査結果報告書

## (定期監査・行政監査)

(平成28年1月29日)

監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成28年1月29日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

神内 茂樹 (じんない しげき)

佐藤 好邦 (さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

# 平成27年度定期監査及び行政監査の結果について

## 1 監査対象局及び所属別監査結果

### 創造都市推進局

	所管課等	指摘	意見	合計
1	創造都市推進局		1	1
2	産業振興課			
3	農林水産課		3	3
4	土地改良課			
5	土地改良課（地籍調査室）			
6	競輪場事業課	1		1
7	市場業務課	1	1	2
8	観光交流課		1	1
9	観光交流課（都市交流室）			
10	文化芸術振興課	1	1	2
11	文化財課			
12	スポーツ振興課	1		1
13	美術館美術課			
	合計	4	7	11

【指摘】  
 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】  
 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 2 監査実施期間

平成27年10月27日から平成28年1月13日まで

## 3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

## 4 監査対象となる事務の執行年度

平成26・27年度

## 5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

また、重点取組事項の「市民目線に立つ行政監査」として、「創造都市推進ビジョンに係る文化・観光・スポーツ政策について」「高松市のイノシシ被害対策事業について」「創造都市推進局ホームページについて」の3項目をテーマとし、監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。さらに、「高松市のイノシシ被害対策事業について」の行政監査テーマにおいて、実地監査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

【平成27年度 創造都市推進局 定期監査及び行政監査結果一覧】

H28.1.29

結果 No.	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等
No.1	意見	【重点】創造都市推進ビジョンに関する事業の取組と成果について	P4	観光交流課
No.2	意見	【重点】高松メディアアート祭について	P5	文化芸術振興課
No.3	意見	【重点】若年層の狩猟従事者（ハンター）増に向けた情報発信について	P13	農林水産課
No.4	意見	【重点】捕獲わなの運用状況の確認体制について	P14	農林水産課
No.5	意見	【重点】イノシシに遭遇した際の対応方法の市民への周知について	P15	農林水産課
No.6	意見	【重点】ホームページの適切な運用のための体制について	P17	創造都市推進局
No.7	指摘	発注簿に係る事務処理について	P18	競輪場事業課
No.8	指摘	適正な決裁者までの決裁について	P19	市場業務課
No.9	指摘	適正な決裁者までの執行伺について	P20	文化芸術振興課
No.10	指摘	消耗品の直接購入に係る事務処理について	P21	スポーツ振興課
No.11	意見	発注簿に係る適切な事務処理体制の構築について	P22	市場業務課

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの  
 ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

【重点】

「平成27年度高松市監査実施計画」に掲げる「平成27年度の重点取組事項」に基づき、監査した項目のこと。今回は、本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立つ行政監査を行った。

《参考》平成27年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成27年度の重点取組事項

（2）市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立ち、次の観点から行政監査を行い、必要に応じて、改善・是正を促す。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

平成27年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku27.pdf>

**【重点取組事項】**  
**創造都市推進ビジョンに係る文化・観光・スポーツ政策について**

**1 テーマについて**

本市は平成24年度に創造都市推進局を設置し、高松の持つ特性を生かした創造的なまちづくりを推進している。そして、平成25年度に「創造都市推進ビジョン」（期間：H25～H29）を策定し、3つの戦略を通じて、創造都市推進局を中心に、各分野の施策・事業を柔軟かつ横断的に取り組むこととしている。

しかし、こうした取組は、市民にとって内容が漠然として分かりづらく、その成果についても未検証となりがちであることから、この創造都市推進ビジョンのほか、関連する計画について、計画の推進状況や取組の実施状況、また、「創造的プロジェクト事業」として掲げられたもののうち、平成26年度及び27年度に実施された事業について、市民への説明責任の観点から、監査を行った。

**2 監査のポイント**

「創造都市推進ビジョン」及び関連する下記の計画について、適切な進行管理が行われ、目標が達成されているかを確認するとともに、計画に基づく取組事業が、市民にとって実感できる成果となっているか、市民目線に立つ監査を行った。

計画等	期間	所管課等
創造都市推進ビジョン	H25～H29	創造都市推進局
高松市観光振興計画	H25～H27	観光交流課
高松市文化芸術振興計画	H27～H30	文化芸術振興課
高松市スポーツ振興基本計画	H22～H27	スポーツ振興課

監査結果  
(重点取組事項)

創造都市推進ビジョンに係る文化・観光・スポーツ政策について

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局	平成27年度／創造都市推進局
------------	----------------

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日
------	--------------	-----	------------

所管課等	観光交流課	区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
------	-------	----	--

指摘・意見の項目	創造都市推進ビジョンに関する事業の取組と成果について
----------	----------------------------

意見を付す理由	<p>高松市観光振興計画については、計画期間が平成27年度で終了し、平成28年度以降は、より機敏な対応が図られるよう、複数年にわたる計画に代えて、「第6次高松市総合計画」の実施計画であるまちづくり戦略計画において、環境の変化に対応したスピード感のある取組を行うこととしている。しかしながら、まちづくり戦略計画は、本市が目指すべきまちづくりの目標達成に向けて、戦略的に取り組む主要な施策・事業等を具体化したものであり、市の観光振興に関連する施策や事業を網羅するものではない。</p> <p>また、同計画では、平成25年度に策定された「創造都市推進ビジョン」(期間：H25～H29)において、創造的プロジェクト事業(創造的アプローチによって取組が行われ、その成果が期待されるもの)に該当するものが多数掲載されていることから、少なくとも創造都市推進ビジョンの期間中は、それらの取組とその成果について継続的に検証を行い、その結果を明らかにすることが必要である。</p>
---------	--

意見	<p>市の観光振興に関連する施策や事業を計画的に推進するためには、他の分野別計画同様に個別計画を策定する必要があると考えられるので、再度検討されたい。</p> <p>また、計画期間終了後も、創造的プロジェクト事業に関する取組とその成果については継続的に検証を行い、その結果を明らかにするなど、市民への説明責任を果たされたい。</p>
----	--

監査結果  
(重点取組事項)

創造都市推進ビジョンに係る文化・観光・スポーツ政策について

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局	平成27年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日
所管課等	文化芸術振興課	区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	高松メディアアート祭について		
意見を付す理由	高松メディアアート祭については、デジタル技術を活用できる人材の育成や集積、関連する技術を有する企業の誘致などにより、本市においてメディアアート関連の新たな産業を創出していくことを目的としており、平成26年にイベントが実施され、昨年末に本祭が開催されたところであるが、本祭の観覧者数等に係る計画や広報活動について、見直すべき点が見受けられた。		

意見	<p>本事業については、長期的な視野に立って計画的に実施するとともに、市民の理解と協力が不可欠であることから、事業の目的や必要性等について継続的に情報提供を行い、事業実施の成果についても適切に公表されたい。</p> <p>また、市の一般財源から多額の負担金が投入されている事業であることを踏まえ、費用対効果を十分検証した上で、必要な場合は見直しを行うなど、市民への説明責任を果たしつつ事業を推進されたい。</p>
----	--

**【重点取組事項】高松市のイノシシ被害対策事業について**

**1 テーマについて**

本市では、山間部を中心に、イノシシによる農作物等の被害が発生しているため、「高松市鳥獣被害防止計画」を策定し、各種事業により、イノシシの捕獲・駆除に積極的に取り組んでいる。【表1】  
 被害は、金額及び面積共に減少傾向であるものの、依然として、イノシシによる農作物の被害が各地で発生していることに加え、市街地での出没も年々増加傾向にあり、負傷者が出る等、市民の安全と財産を脅かす状況となっている。【表2～5】  
 これらのことから、高松市監査委員は、「高松市のイノシシ被害対策事業について」をテーマとし、当該事務が適正に行われているか、市民目線の立場に立ち、書面及び実地にて監査を行った。  
 なお、監査対象は、創造都市推進局農林水産課である。

**2 監査のポイント**

市民目線の立場に立つため、現地での調査に注力し、下記のとおり、実地にて監査を行った。

No.	調査内容	場所	数
1	捕獲わなの設置及び注意喚起の状況について	「市街地イノシシ等防除推進事業」において捕獲わなを設置した場所	3か所
2	遭遇時の対応策の市民への周知状況	イノシシの出没が想定される、不特定多数の市民が訪れる場所（行楽地、スポーツ施設、墓地）	17か所
3	捕獲以外の被害防止対策の状況	市民が設置している侵入防止柵及び電気柵	3か所

【表1】本市のイノシシ被害対策事業一覧（主なもの）※平成26年度実績

I 補助金

No.	事業名	補助対象（概要）	補助金の額（概要）	件数	補助対象	補助実績（円）
1	高松市イノシシ等被害対策事業補助金 （高松市イノシシ等捕獲奨励金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物等の被害を受けた農林業を営む者の依頼を受けてイノシシ等の捕獲をした個人又は団体</li> <li>・自己の所有に係る農作物等の被害を防止するため、自らイノシシの捕獲をした農林業を営む者</li> </ul>	捕獲したイノシシ等1頭につき10,000円以内	60	個人	4,150,000
2	高松市鳥獣被害防止対策事業補助金	農業者等が設置するイノシシ等の防護施設の購入に係る経費	補助対象経費の1/4以内 （補助限度額25,000円）等	50	個人（香川県農業協同組合を經由）	1,028,000
3	高松市獣害に強い市街地づくり支援事業費補助金	市街地周辺及びその外縁部において、香川県猟友会に所属する会員で組織された各地区の「捕獲隊」が行った捕獲作業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止柵等の経費の1/2以内</li> <li>・パトロール、普及啓発活動にかかる経費の1/2以内</li> <li>・捕獲処分したイノシシ等1頭につき15,000円以内（10kg以内の幼獣は3,000円以内）</li> </ul> ※いずれも対象地域内に限る	4	各高松市捕獲隊（各地区猟友会）	1,011,748
4	高松市狩猟免許申請手数料補助金	新たに狩猟免許を取得しようとする市内で農林業を営む者（狩猟免許試験合格者であることが条件）	狩猟免許申請手数料に4分の3を乗じて得た額（3,900円を限度）	66	個人	251,550

II 委託

No.	事業名	委託内容	件数	実績（円）
1	獣害対策箱わな設置業務委託	安全で効果的に捕獲できる箱わな設置による捕獲を各地区猟友会に委託するもの。（6地区猟友会へ委託）	20基	500,000

【表2】本市のイノシシ捕獲頭数

(単位：頭)

	H24	H25	H26	H27	H28
実績	479	423	599	-	-
計画	180	400	500	500	500
実績-計画	+299	+23	+99	-	-

【表3】本市のイノシシ被害防止対策（捕獲以外）

侵入防止柵の整備

(単位：メートル)

	H24	H25	H26	H27	H28
実績	25,014	37,997	7,148	-	-
整備地区	5地区	19地区	9地区	-	-
計画	25,014	37,227	10,000	5,000	5,000
実績-計画	0	+770	-2,852	-	-

【表4】本市市街地へのイノシシ出没頭数

(単位：頭)

H24	H25	H26	H27 (※)
38	61	141	159

※ H27.11.30現在

【表5】本市のイノシシによる農作物被害状況

被害金額（単位：万円）				
年度 品目	H24	H25	H26	H24⇒H26
水稲	1,645	1,013	1,131	514減
麦類	0	0	0	増減無
豆類	33	107	125	92増
果樹	808	505	313	495減
野菜	426	330	449	23増
いも類	394	342	403	9増
飼料作物	48	25	0	48減
合計	3,354	2,322	2,421	933減

被害面積（単位：ヘクタール）				
年度 品目	H24	H25	H26	H24⇒H26
水稲	16.45	9.21	10.20	6.25減
麦類	0.00	0.00	0.00	増減無
豆類	0.14	1.91	2.20	2.06増
果樹	3.44	2.51	1.56	1.88減
野菜	2.47	1.18	1.61	0.86減
いも類	0.50	1.43	1.69	1.19増
飼料作物	2.17	0.22	0.00	2.17減
合計	25.17	16.46	17.26	7.91減

# イノシシ被害対策例

## 1 捕獲わな（箱わな）

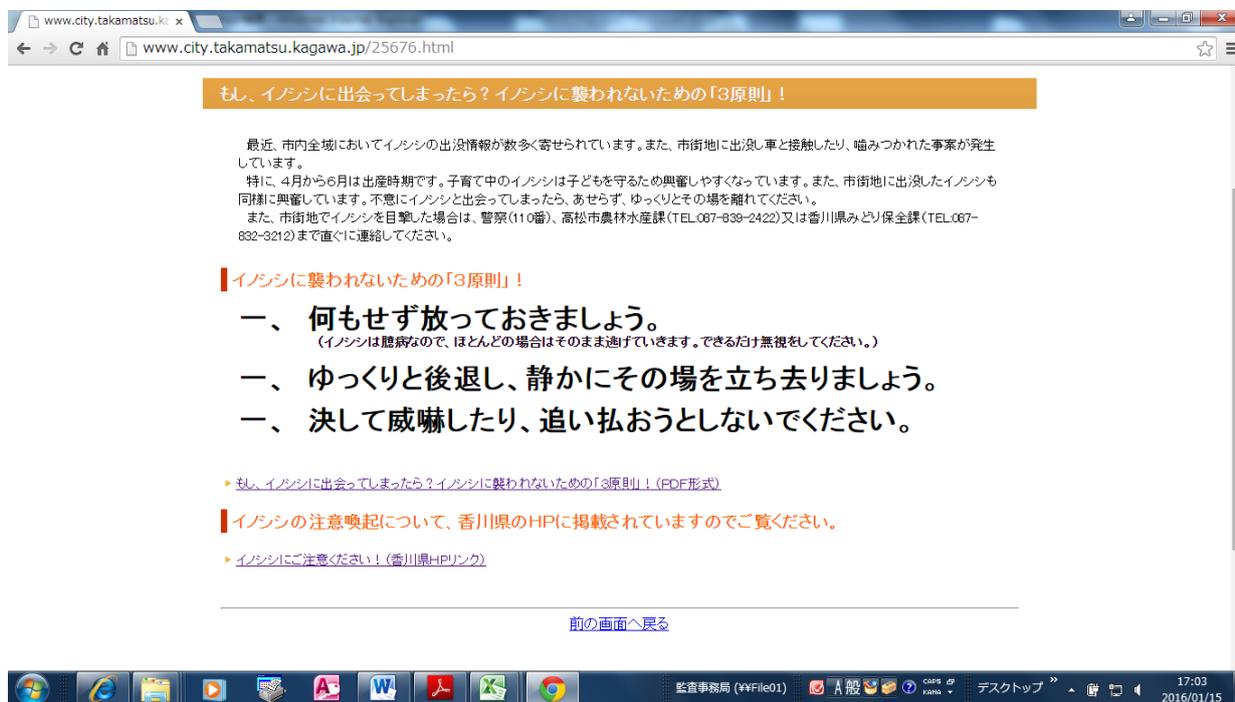


## 2 捕獲わなの注意喚起看板



### 3 市民への注意喚起

#### (1) 本市ホームページ掲載記事



#### (2) 看板



【参考】侵入防止の対策例（住民が設置したもの）

1 電気柵



2 侵入防止柵



監査結果  
(重点取組事項)

高松市のイノシシ被害対策事業について

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局	平成27年度／創造都市推進局
------------	----------------

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日
------	--------------	-----	------------

所管課等	農林水産課	区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
------	-------	----	--

指摘・意見の項目	若年層の狩猟従事者（ハンター）増に向けた情報発信について
----------	------------------------------

意見を付す理由	<p>下表のとおり、狩猟免許所持者は、全国的には減少傾向にあるものの、香川県では増加傾向である。                  しかし一方、60歳以上の者の占める割合が、国が65.0%、県が68.4%と、高齢化が進み、将来的な害獣の捕獲能力の低下が懸念されるため、若年層の狩猟従事者（ハンター）増に向けた取組が必要である。</p> <p style="text-align: center;">年代別狩猟免許交付状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">年代</th> <th colspan="2">香川県</th> <th colspan="2">全国</th> </tr> <tr> <th>平成14年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>20才代</td> <td>31</td> <td>14</td> <td>2,666</td> <td>3,603</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>30才代</td> <td>69</td> <td>130</td> <td>9,151</td> <td>10,131</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>40才代</td> <td>250</td> <td>185</td> <td>27,170</td> <td>17,194</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>50才代</td> <td>773</td> <td>366</td> <td>79,549</td> <td>32,318</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>60才代</td> <td>678</td> <td>1,502</td> <td>93,917</td> <td>117,422</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>不明</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>27</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>合計</td> <td>1,801</td> <td>2,197</td> <td>212,480</td> <td>180,668</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60才代の占める割合(⑤/⑦)</td> <td>37.6%</td> <td>68.4%</td> <td>44.2%</td> <td>65.0%</td> </tr> </tbody> </table>						No.	年代	香川県		全国		平成14年度	平成24年度	平成14年度	平成24年度	①	20才代	31	14	2,666	3,603	②	30才代	69	130	9,151	10,131	③	40才代	250	185	27,170	17,194	④	50才代	773	366	79,549	32,318	⑤	60才代	678	1,502	93,917	117,422	⑥	不明	0	0	27	0	⑦	合計	1,801	2,197	212,480	180,668		60才代の占める割合(⑤/⑦)	37.6%	68.4%	44.2%	65.0%
	No.	年代	香川県		全国																																																											
			平成14年度	平成24年度	平成14年度	平成24年度																																																										
①	20才代	31	14	2,666	3,603																																																											
②	30才代	69	130	9,151	10,131																																																											
③	40才代	250	185	27,170	17,194																																																											
④	50才代	773	366	79,549	32,318																																																											
⑤	60才代	678	1,502	93,917	117,422																																																											
⑥	不明	0	0	27	0																																																											
⑦	合計	1,801	2,197	212,480	180,668																																																											
	60才代の占める割合(⑤/⑦)	37.6%	68.4%	44.2%	65.0%																																																											

意見	創造都市推進局フェイスブック、同ホームページ等を活用するなど、若年層をターゲットとした、狩猟従事者（ハンター）に関する情報発信を検討されたい。
----	---

参考①	「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」（環境省）	<a href="#">ホームページ</a>	<a href="#">フェイスブック</a>
参考②	目指せ！狩りガール (一般社団法人 大日本猟友会)	<a href="#">ホームページ</a>	<a href="#">フェイスブック</a>

監査結果  
(重点取組事項)

高松市のイノシシ被害対策事業について

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局	平成27年度／創造都市推進局
------------	----------------

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日	
所管課等	農林水産課	区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	捕獲わなの運用状況の確認体制について			
意見を付す理由①	捕獲わなの設置状況を現地にて確認したところ、使用されていない箱わなが放置されているものが見受けられた。 子どもがふざけて遊ぶなどするうちに、不慮の事故が発生する危険性がある。			
意見を付す理由②	捕獲わなの設置状況を現地にて確認したところ、設置されていた「捕獲注意喚起看板」に捕獲実施者、現場責任者名及び連絡先の記載がないものや、看板自体が見えにくいものが見受けられた。 市民が直ちに通報できるよう、必要事項の記載や看板の掲示は適正になされる必要がある。			

意見	市の事業により設置された捕獲わなの運用状況を、例えば、事業主体である市が、適宜確認することや、設置者からの報告を求める等の体制について検討されたい。
----	--

監査結果  
(重点取組事項)

高松市のイノシシ被害対策事業について

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局	平成27年度／創造都市推進局
------------	----------------

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日	
所管課等	農林水産課	区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	イノシシに遭遇した際の対応方法の市民への周知について			
意見を付す理由	<p>市民がイノシシに遭遇した際の対応方法については、農林水産課のホームページにて周知をしているが、普段、ホームページを閲覧しない市民等の目につきやすいよう、現地での注意喚起及び対応方法の周知策を講ずることが効果的である。</p> <p>市内17か所において、注意喚起等の状況調査をしたところ、市内屈指の観光地である屋島山頂においては、積極的な周知が図られていることが確認できたものの、その他の行楽地、スポーツ施設及び墓地においては、対応方法の周知をしている施設等は少数であった。</p>			

意見	<p>イノシシの出没情報が寄せられた、不特定多数の市民が訪れる場所については、市民がとっさに判断できるよう、市民の目につきやすい場所に、対応方法の周知を講ずるよう、関係機関に働き掛けをされたい。</p>
----	---

# 【重点取組事項】創造都市推進局ホームページについて

## 1 テーマについて

創造都市推進局は、本市の都市ブランドイメージの向上を担う組織であり、同局のホームページは、本市の情報発信の中核となる重要なツールであるため、運用は、特に適切になされている必要がある。  
これらの理由により、今回、ホームページの運用状況について監査を行った。  
なお、監査対象は、創造都市推進局内全課である。

## 2 監査のポイント

市民目線の立場に立つため、同局ホームページの内容を全件閲覧し、情報発信が適切になされているか監査した。

## 【参考】創造都市推進局ホームページ（画像をクリックするとジャンプします）



※平成28年1月現在の画像

監査結果  
(重点取組事項)

創造都市推進局ホームページについて

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局

平成27年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成28年1月29日

所管課等

創造都市推進局

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

ホームページの適切な運用のための体制について

意見を付す  
理由

創造都市推進局ホームページを全件チェックしたところ、下記のような不適切な事例が散見された。

- ①リンクが切れている。
- ②外部サイトへリンクしているが、その旨の表示がない。
- ③古い情報が放置されている。
- ④旬な情報が掲載されていない。
- ⑤日付が誤っている。
- ⑥古い組織、施設等の名称となっている。
- ⑦終了した情報が掲載されている。(終了の旨の記載がない。)
- ⑧リンク先が表示と異なっている。

意見

創造都市推進局は、本市の都市ブランドイメージの向上を担う組織であることを十分に認識し、同局ホームページが適切に運用される、組織内のチェック体制について検討されたい。  
加えて、今回は監査対象外であった同局フェイスブックに関しても、適切な運用がなされているかどうか、内部統制の観点から対策を講じられることを期待するものである。

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局

平成27年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成28年1月29日

所管課等

競輪場事業課

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

発注簿に係る事務処理について

指 摘

発注簿に係る事務処理については、課長の決裁を受けないまま、工事を発注しているなど、不適切な事務処理が散見されたので、適正に処理されたい。

根拠法令・  
通知等

発注簿等財務処理要領

内 容

- 4 発注簿等に係る財務処理に当たっての留意事項
  - (1) 発注簿等による発注に当たっては、これが事実上の支出負担行為であると認識しなければならない。
- 5 発注簿（工事用）
  - (1) 職員は、工事を発注しようとするときは、発注簿（工事用）（様式第1号（緊急工事に係るものにあつては様式第2号）。以下「工事発注簿」という。）により課長の決裁を受けなければならない。
- 6 発注簿（物品購入用）
  - (1) 職員は、物品を購入しようとするときは、発注簿（物品購入用）（様式第3号。以下「物品発注簿」という。）により課長の決裁を受けなければならない。

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局

平成27年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日	
所管課等	市場業務課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	適正な決裁者までの決裁について			

指 摘	<p>高松市中央卸売市場整備基本構想・基本計画策定等支援業務委託に伴う変更契約の締結決裁及び同委託事業の検収調書については、課長決裁となっているが、執行同が副市長決裁であることから、専決者は局長であり、専決者の意思決定の手続を経していないものとなっているので、適正な決裁者の決裁を受けられたい。</p> <p>また、平成27年3月5日起案の予算流用要求書については、市場業務課長決裁となっているが、20万円以下の流用であることから、専決者は財政課長であり、専決者の意思決定の手続を経していないものとなっているので、適正な決裁者の決裁を受けられたい。</p>
-----	--

根拠法令・通知等	高松市事務決裁規程 第5条第1項													
内 容	専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。													
別表第1 文書、庶務その他の表 第18項及び 第21項	<p style="text-align: center;">文書、庶務その他の表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">決裁事項</th> <th colspan="2" style="width: 60%;">決裁者</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">局長</th> <th style="width: 40%;">課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 40%;">18 契約、協定等の期間の変更（金額に変更のないものに限る。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">右欄以外</td> <td style="width: 40%;">執行同の決裁者が局長以下のもの（執行同を省略することができるものを含む。第20項及び第21項第1号において同じ。）</td> </tr> <tr> <td>21 監督結果の報告及び検査（収）調書の確認</td> <td style="text-align: center;">(1) 次号に掲げる場合以外の場合 右欄以外</td> <td>執行同の決裁者が局長以下のもの</td> </tr> </tbody> </table>			決裁事項	決裁者		局長	課長	18 契約、協定等の期間の変更（金額に変更のないものに限る。）	右欄以外	執行同の決裁者が局長以下のもの（執行同を省略することができるものを含む。第20項及び第21項第1号において同じ。）	21 監督結果の報告及び検査（収）調書の確認	(1) 次号に掲げる場合以外の場合 右欄以外	執行同の決裁者が局長以下のもの
決裁事項	決裁者													
	局長	課長												
18 契約、協定等の期間の変更（金額に変更のないものに限る。）	右欄以外	執行同の決裁者が局長以下のもの（執行同を省略することができるものを含む。第20項及び第21項第1号において同じ。）												
21 監督結果の報告及び検査（収）調書の確認	(1) 次号に掲げる場合以外の場合 右欄以外	執行同の決裁者が局長以下のもの												
別表第2 財政課の表 第1項	<p style="text-align: center;">財政課の表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">決裁事項</th> <th colspan="2" style="width: 60%;">決裁者</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">局長</th> <th style="width: 40%;">課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 40%;">1 歳出予算の配当額変更及び流用</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100万円以下</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">20万円以下</td> </tr> </tbody> </table>			決裁事項	決裁者		局長	課長	1 歳出予算の配当額変更及び流用	100万円以下	20万円以下			
決裁事項	決裁者													
	局長	課長												
1 歳出予算の配当額変更及び流用	100万円以下	20万円以下												

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局

平成27年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成28年1月29日

所管課等

文化芸術振興課

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

適正な決裁者までの執行伺について

指 摘

平成26年4月7日起案の平成26年度高松市文化芸術活動補助金（記念・周年事業）の交付に係る執行伺決裁については、課長の決裁となっているが、支出予定金額が100万円を超えていることから、専決者は局長であり、専決者の意思決定の手続を経ていないものとなっているので、適正な決裁者の決裁を受けられたい。

根拠法令・  
通知等

高松市事務決裁規程第5条第1項及び別表第1執行伺の表第19項第1号

内 容

専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

別表第1（第5条関係）  
執行伺（負担金、補助及び交付金）

決裁事項	決裁者		
	副市長	局長	課長
(1) 負担金、補助及び交付金（次号に係るものを除く。）	1,000万円以下	500万円以下	100万円以下

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局

平成27年度／創造都市推進局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成28年1月29日

所管課等

スポーツ振興課

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

消耗品の直接購入に係る事務処理について

指 摘

消耗品（リサイクルトナー）の購入に係る事務処理について、単価契約がなされているにもかかわらず、発注簿による直接購入処理を行っているものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。

根拠法令・  
通知等

高松市契約事務処理要綱第2条第3項第3号

内 容

- 3 この要綱において「契約担当課」とは、次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める要件に該当するものについては財政局契約監理課（市立の小学校又は中学校（これらに係る給食調理場を含む。）において使用する物品に係るものは別に定める分掌により教育委員会総務課、学校教育課又は保健体育課と、高松第一高等学校において使用する物品に係るものは同校とし、以下「契約課」という。）とし、その他の契約については当該契約に係る予算を所管する課とする。
- (3) 物品の購入契約 次に掲げるものの購入（第10条第2項において「直接購入」という。）以外のものに係るもの及び契約課において行うこととしている単価契約（以下「契約課単価契約」という。）
- ア 予定価格が5万円以下の物品（契約課単価契約がなされている消耗品と同種のものを除く。）
  - イ 契約課単価契約がなされている消耗品と同種のもの（予定価格が5万円以下、かつ、契約課単価契約がなされている消耗品につき事務上又は業務上の支障がある場合に限る。）
  - ウ～カ（略）
  - キ 契約課単価契約がなされたもの

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局

平成27年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日	
所管課等	市場業務課	区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
指摘・意見の項目	発注簿に係る適切な事務処理体制の構築について			
意見を付す理由	<p>発注簿に係る事務処理については、発注簿等財務処理要領及び会計規則等関係規程の定めるところにより処理しなければならないが、施設修繕に係る工事用発注簿については、これらの規定によらず、不適切な事務処理を行っているものが散見された。</p> <p>このことは、職員の発注簿等財務要領等に対する理解が不十分であることによるものと見受けられる。</p>			

意見	<p>発注簿等財務処理要領等の遵守について周知徹底するとともに、発注簿に係る事務処理について課内研修会を実施するなど、適切な事務処理体制の構築に努められたい。</p>
----	---